

令和6年2月
東京税関業務部

関係各位

第13回輸入手続の所要時間調査に係るご協力のお願いについて

今般、輸入貨物について、積載船(機)の入港から輸入申告許可までの輸入手続の所要時間調査を実施することになりました。

本調査は、令和6年3月11日(月)～17日(日)までに輸入申告される貨物の中から抽出されたものについて、積載船(機)の入港から輸入申告許可までにおける一連の輸入手続に要する時間を調査するもので、適正な通関を確保しつつ、輸入手続全体の一層の迅速化を図るために導入された施策の検証等に資することを目的として実施するものです。

つきましては、通関業者及び輸入者の皆様には、本調査へのご協力をお願い申し上げます。

なお、本調査における留意事項については別添1、調査票及び記載要領等の調査関係書類については別添2をご覧ください。

問合せ先
東京税関業務部通関総括第1部門
電話：03-3599-6337

第13回輸入手続の所要時間調査に係る留意事項

1. 調査実施期間

令和6年3月11日(月)から17日(日)までの間に輸入申告される貨物が対象となります。

なお、調査開始(3月11日)以前に輸入申告事項登録又は予備申告を行い、調査実施期間内に輸入申告された場合も調査対象となります。

2. 調査対象申告

- (1) 調査実施期間内に、システムを利用して一般申告(輸入申告、特例申告に係る引取申告(申告種別がHKA及びHTAのもの)、輸入許可前引取承認申請及びマニフェスト申告)されたもののうち、輸入申告事項登録によりシステムが付与した申告番号が、以下のとおりの申告を対象とします。

【調査対象官署：本関】

海上貨物

申告番号の8桁目と9桁目が「00、11、22、33、44、55、66、77、88、99」となっているものを調査対象とする。

(例) 11480791150 調査対象

航空貨物

申告番号の7桁目から9桁目が「111、222」となっているものを調査対象とする。

(例) 10751711100 調査対象

【調査対象官署：大井出張所】

海上貨物

申告番号の8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66、77、88、99」となっているものを調査対象とする。

(例) 11480791150 調査対象

航空貨物

申告番号の8桁目と9桁目が「11」となっているものを調査対象とする。

(例) 11480791150 調査対象

【調査対象官署：成田航空貨物出張所】

航空貨物

申告番号の7桁目から9桁目が「111、222、333」となっているものを調査対象とする。

(例) 10751711100 調査対象

【調査対象官署：東京航空貨物出張所】

航空貨物

全申告を調査対象とする

【調査対象官署：羽田税関支署】

航空貨物

申告番号の7桁目から9桁目が「111、222、333、444、555、666、777」となっているものを調査対象とする。

(例) 1 0 7 5 1 7 1 1 1 0 0 調査対象

(2) 特例申告に係る引取申告（HK及びHTのものに限る。自由化申告を除く。）
調査対象となる官署及び申告は以下のとおり。

【調査対象官署：本関、大井出張所】

海上貨物：全申告を調査対象とする。

【調査対象官署：成田航空貨物出張所】

航空貨物：全申告を調査対象とする。

(3) 自由化申告（IC・HK・HT・HKA・HTA及びBP並びにマニフェストのものに限る。）

調査対象となる官署及び申告は以下のとおり。

【調査対象官署：本関】

海上貨物

申告番号の8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66」となっているものを調査対象とする。

(例) 1 1 4 8 0 7 9 1 1 5 0 調査対象

航空貨物

申告番号の7桁目から9桁目が「111、222、333、444、555、666」となっているものを調査対象とする。

(例) 1 0 7 5 1 7 1 1 1 0 0 調査対象

【調査対象官署：大井出張所】

海上貨物

申告番号の8桁目と9桁目が「00、11、22、33、44、55、66、77、88、99」となっているものを調査対象とする。

(例) 1 1 4 8 0 7 9 1 1 5 0 調査対象

【調査対象官署：成田航空貨物出張所】

航空貨物

申告番号の8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66、77、88、99」となっているものを調査対象とする。

(例) 1 1 4 8 0 7 9 1 1 5 0 調査対象

【調査対象官署：東京航空貨物出張所】

航空貨物

申告番号の8桁目と9桁目が「11、22、33、44」となっているものを調査対象とする。

(例) 1 1 4 8 0 7 9 1 1 5 0 調査対象

【調査対象官署：羽田税関支署】

航空貨物

申告番号の8桁目と9桁目が「11、22」となっているものを調査対象とする。
(例) 11480791150 調査対象

3. 調査方法等

調査対象となる輸入申告に係る貨物の「到着日時」から「輸入許可日時」までの段階毎の所要日時及び当該各段階で長時間を要した理由について、調査票に入力することにより行います。通関業者又は輸入者（以下「通関業者等」という。）は、税関ホームページ内に掲載された調査票から調査項目を回答願います。

回答内容はセキュリティで保護され、また、全て統計的に処理しますので、個々の回答が他に知られることはありません。

なお、回答結果について申告先税関から確認をさせていただく場合もございます。

4. 調査票の記載にあたっての留意点

- (1) 入港日時は、本船（機）の入港届に記載された時間となります。他港から保税運送された貨物については、通関場所の保税地域に搬入された日時を入力してください（この場合は入港日時と搬入日時は同一日時となります）。なお、入港日時が不明な場合には、税関にお問い合わせください。
- (2) 理由欄は、「各段階の理由」に基づき理由番号を（第1理由）に、複数の理由がある場合は（第2理由）に記入してください。また、各段階の理由が「その他」の場合は、具体的な理由の記入が必要となります。

5. その他

調査票は、審査区分（区分1、区分2、区分3）に関わりなく提出することになりますのでご留意願います。

6. 問合せ先

- ・業務部通関総括第1部門：03-3599-6337
- ・業務部通関総括第5部門：03-3599-6318
- ・業務部通関総括第6部門：03-3599-6313
- ・羽田税関支署通関総括第1部門：050-5533-6981
- ・東京航空貨物出張所通関総括部門：047-329-0609
- ・成田航空貨物出張所通関総括第1部門(合庁申告)：0476-32-6134、6139

- ・成田航空貨物出張所通関総括第4部門(南部事務所申告) : 0476-33-0561
- ・大井出張所通関総括第1部門 : 03-3790-6812

通関業者・輸入者 各位

第13回輸入手続の所要時間調査について

平素より関税政策及び税関行政に御理解及び御協力いただき、誠にありがとうございます。
財務省関税局・税関におきましては、従来より適正な通関を確保しつつ、輸入手続全体の一層の迅速化を図るため、種々の施策を講じてきたところでありますが、これらの導入効果を調査し今後の迅速化のための施策を推進していくうえでの参考とするため、平成30年3月の第12回調査に引き続き、今般、下記要領により第13回輸入手続の所要時間調査を実施することといたしました。つきましては、通関業者及び輸入者の皆様におかれましては、本調査へのご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 調査実施期間

令和6年3月11日(月)～3月17日(日)

2. 調査対象貨物

(1) 一般申告

調査実施期間内に調査対象官署にNACCSを使用して行われた輸入申告（申告等種別コードがIC・HKA・HTA及びBP並びにマニフェスト通関貨物のものに限る。）から、約6,300件（海上貨物約3,000件、航空貨物約3,300件）を無作為に抽出し、調査対象とします（国際郵便物に係る輸入申告、窓口電子申告端末を利用した自社申告及び輸出入申告官署の自由化を利用した輸入申告（以下「自由化申告」という。）は除く。）。

(2) 特例申告に係る引取申告

調査実施期間内に特例申告に係る調査の対象官署にNACCSを使用して行われたAEO輸入者による特例申告に係る引取申告（申告等種別コードがHK及びHTのものに限る。）から、約2,100件（海上貨物約1,000件、航空貨物約1,100件）を無作為に抽出し、調査対象とします（国際郵便物に係る輸入申告及び自由化申告は除く。）。

(3) 自由化申告

調査実施期間内に自由化申告に係る調査の対象官署にNACCSを使用して行われた自由化申告（申告等種別コードがIC・HK・HT・HKA・HTA及びBP並びにマニフェスト通関貨物のものに限る。）から約2,600件（海上貨物約1,000件、航空貨物約1,600件）を無作為に抽出し、調査対象とします（国際郵便物に係る輸入申告は除く。）。

※上記2. (1)から(3)の申告については、3月22日(金)までに輸入許可等されない場合、調査の対象から除外とします。

3. 調査対象官署

2. (1)から(3)の申告に係る調査対象官署は下図のとおりとします。

【海上貨物】

税関	官署	一般	特例	自由化
東京	本関	○	○	○
	大井出張所	○	○	○
横浜	本関	○		○
	本牧埠頭出張所	○	○	
	大黒埠頭出張所	○		○
神戸	本関	○	○	○
	ポートアイランド出張所	○		
	六甲アイランド出張所	○	○	
大阪	本関	○		○
	南港出張所	○	○	○
	堺税関支署	○		
	関西空港税関支署	○		
名古屋	本関	○	○	○
	西部出張所	○	○	
門司	博多税関支署	○	○	
合計官署数		15	9	8

【航空貨物】

税関	官署	一般	特例	自由化
東京	本関	○		○
	成田航空貨物出張所	○	○	○
	東京航空貨物出張所	○		○
	羽田税関支署	○		○
	大井出張所	○		
横浜	船橋市川出張所	○		
大阪	関西空港税関支署	○	○	○
名古屋	中部空港税関支署	○	○	○
門司	福岡空港税関支署	○		
	北九州空港出張所	○		
合計官署数		10	3	6

4. 調査方法（別紙1参照）

(1) 調査対象となる輸入申告に係る貨物の「到着日時」から「輸入許可日時」までの以下の段階毎の所要時間、及び長時間を要した場合にはその理由を調査します。通関業者又は輸入者（以下「通関業者等」という。）は、税関ホームページ内

(<https://www.customs.go.jp/form/2024/shoyojikanchosa.html>) に掲載された調査票から調査項目を回答願います。

※回答内容はセキュリティで保護され、また、全て統計的に処理しますので、個々の回答が他に知られることはありません。

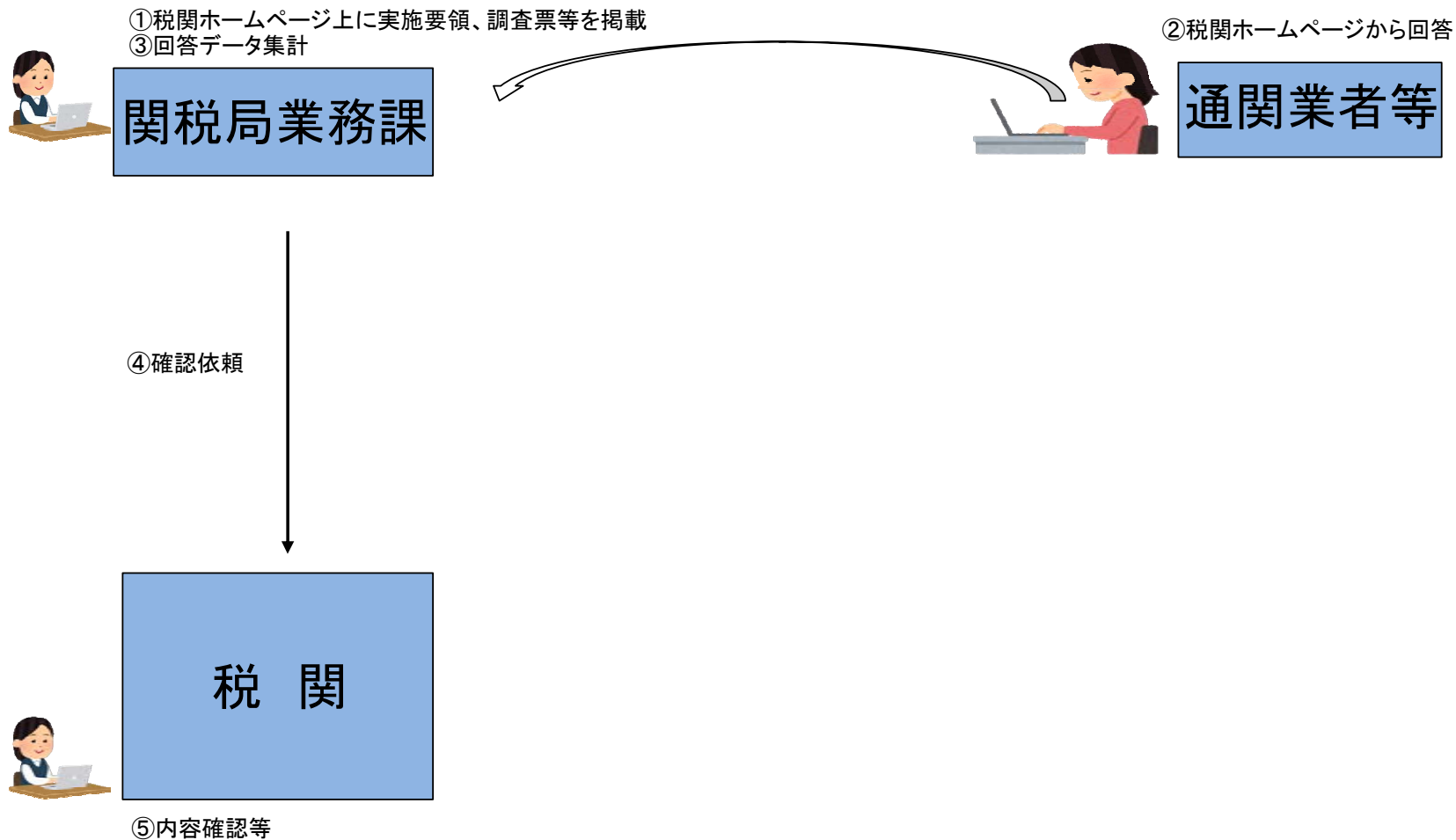
なお、回答結果について申告先税関から確認をさせていただく場合もございます。

入港 → 保税地域等への搬入 → 輸入申告 → 通関関係書類等の提出 → 書類審査終了 → (検査開始 → 検査終了) → 輸入許可

(2) 調査票は、「調査の実施要領」（別紙2）及び「各段階において長時間を要した理由等表」（別紙3）を参照し回答をお願いいたします。

第13回輸入手続の所要時間調査の調査フロー

(調査対象期間: 令和6年3月11日(月)~3月17日(日))



《調査の実施要領》

- (1) 「**輸入申告番号**」欄
申告番号(11桁)を入力ください。なお、訂正等により枝番号が付されて許可になった場合は、枝番号で入力をお願いします。
- (2) 「**入港日時**」欄
入港届の「入港の日時」(接岸(着陸)日時)を回答ください。
なお、他港(異なる税関空港または開港)から保税運送された貨物にあっては、通関場所の保税地域に搬入された日時を回答願います(この場合には、入港日時と搬入日時は同一日時となります。)。
- (3) 「**搬入日時**」欄
- ① 航空貨物の「搬入日時」については、IAW(輸入貨物情報照会情報)の突合の時間とします。海上貨物の「搬入日時」については、ICG(貨物情報照会情報)の搬入が確認された時間とします。
 - ② 貨物が分割されて搬入された場合は、当初の搬入日時とします。
 - ③ 航空貨物にあっては、到着即時輸入許可制度を利用、海上貨物にあっては、到着(搬入)即時輸入許可制度を利用している場合には回答を要しません。
 - ④ 特例申告を利用している場合であっても、保税地域等への搬入が行われた場合には、回答を要することに留意ください。
- (4) 「**申告日時**」欄
- ① 輸入申告の日時は、送信(輸入申告又はB P承認申請)を行った日時を回答ください。
 - ② 予備審査制を利用した場合には、本申告への切替えの日時とします。
 - ③ 航空貨物にあっては、到着即時輸入許可制度を利用、海上貨物にあっては、到着(搬入)即時輸入許可制度を利用している場合であっても、回答を要することにご留意ください。
 - ④ 特例申告を利用している場合であっても、回答を要することにご留意ください。
 - ⑤ 開庁時間外執務の届出(届出種別が「E」に限る。)を行い、区分2又は3が払出された場合には、当該官署の翌開庁時刻を申告日時とします。
- (5) 「**通関関係書類等提出日時**」欄(区分2、3の場合のみ回答)
- ① 予備審査制を利用した場合であって、本申告に切替えるまでに通関関係書類を提出する場合には、本申告への切替えの日時を回答ください。
 - ② 特例申告を利用した場合であっても、通関関係書類等の提出を要した場合には、回答を要することにご留意ください。
 - ③ MSX業務にて通関関係書類を送付した場合は、許可後に原本の提出が必要な申告であっても、当該MSX業務で電子ファイルを送信した日時を回答ください。ただし、開庁時間外執務の届出(届出種別が「E」に限る。)を行い、区分2又は3が払出され、当該官署の翌開庁時刻までにMSX業務で通関関係書類を送付した場合には、当該開庁時刻を提出日時とします。
- (6) 「**理由**」欄(別紙3参照)
入港から搬入等の各段階において、長時間を要した理由を回答する欄には、それぞれの段階において設定された所要時間を超えた場合に、『各段階において長時間を要した理由』の該当する理由番号を回答ください。該当する理由番号が複数ある場合は、その主たる理由番号を2つ選び、第1理由、第2理由にそれぞれ回答ください。なお、当該理由表のうち選択した理由の()内に具体的理由を回答する等の指示がある場合には、当該指示に従い「理由」の欄の[その他(自由入力欄)]内に具体的理由等を回答ください。

《各段階において長時間を要した理由等表》
(航 空)

各段階の理由

A. 入港から搬入までに下記時間以上を要した理由

(申告先官署が東京本関の場合：7時間、申告先官署が東京本関以外の官署の場合：2時間)

1. 搬入チェック及びマッチングに時間を要した。
2. 貨物の取卸し、仕分け、デバン作業に時間を要した。
3. 保税地域等への運送に時間を要した。
4. 休日が間に入った。
5. その他(具体的な理由を回答して下さい。)

B. 搬入から申告までに2時間以上を要した理由

1. 休日が間に入った(申告の準備が休前日中に間に合わなかった)。
2. 休日が間に入った(特に通関を急ぐ理由がなかった)。
3. 申告に必要な通関関係書類が未入手又は不備により申告の準備に時間を要した。
4. 通関業者側の事務の繁忙により申告の準備が遅れた。
5. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要した。
6. 国内倉庫の在庫調整等により保税地域等で一時的に保管したため。
7. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
8. その他(具体的な理由を回答して下さい。)

C. 申告から通関関係書類等提出までに2時間以上を要した理由

1. 通関業者側の事務の繁忙により提出が遅れた。
2. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
3. その他(具体的な理由を回答して下さい。)

《各段階において長時間を要した理由等表》 (海上)

各段階の理由

A. 入港から搬入までに24時間(1日間)以上を要した理由

1. 搬入チェック及びマッチングに時間を要した。
2. 貨物の取卸し、仕分け、デバン作業に時間を要した。
3. 保税地域等への運送に時間を要した。
4. 保税地域等の管理者がNACCSへの搬入登録を入港船舶単位でまとめて実施したため
5. 休日が間に入った。
6. その他(具体的な理由を回答して下さい。)

B. 搬入から申告までに48時間(2日間)以上を要した理由

1. 休日が間に入った(申告の準備が休前日中に間に合わなかった)。
2. 休日が間に入った(特に通関を急ぐ理由がなかった)。
3. 申告に必要な通関関係書類が未入手又は不備により申告の準備に時間を要した。
4. 通関業者側の事務の繁忙により申告の準備が遅れた。
5. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要した。
6. 国内倉庫の在庫調整等により保税地域等で一時的に保管したため。
7. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
8. その他(具体的な理由を回答して下さい。)

C. 申告から通関関係書類等提出までに2時間以上を要した理由

1. 通関業者側の事務の繁忙により提出が遅れた。
2. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
3. その他(具体的な理由を回答して下さい。)

第13回輸入手続の所要時間調査の調査対象とする申告

○ 調査対象貨物は、調査実施期間内(令和6年3月11日(月)から同年3月17日(日))に、調査対象官署に対して行われた、以下の申告とします。

※ 東京税関本関に対する海上貨物の一般申告の場合、申告番号の8桁目、9桁目が「00、11、22、33、44、55、66、77、88、99」であるものが調査対象となります。

(例) 申告番号 11480791150 ⇒ 調査対象

<調査対象貨物>

申告税関	申告先官署	区分	一般申告(注1)	引取申告(注2)	自由化申告(注3)
東京税関	本関	海上	8桁目と9桁目が「00、11、22、33、44、55、66、77、88、99」	全申告	8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66」
		航空	7桁目から9桁目が「111、222」		7桁目から9桁目が「111、222、333、444、555、666」
	大井出張所	海上	8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66、77、88、99」	全申告	8桁目と9桁目が「00、11、22、33、44、55、66、77、88、99」
		航空	8桁目と9桁目が「11」		
	成田航空貨物出張所	航空	7桁目から9桁目が「111、222、333」	全申告	8桁目と9桁目が「11、22、33、44、55、66、77、88、99」
	東京航空貨物出張所	航空	全申告		8桁目と9桁目が「11、22、33、44」
羽田税関支署	航空	7桁目から9桁目が「111、222、333、444、555、666、777」		8桁目と9桁目が「11、22」	
横浜税関	本関	海上	8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66、77」及び「10、20、30、40、50、60、70」		8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66、77」
	本牧埠頭出張所	海上	8桁目、9桁目が「11、22」	全申告	
	大黒埠頭出張所	海上	8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66」		8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66」
	船橋市川出張所	航空	8桁目、9桁目が「11、22」		
名古屋税関	本関	海上	10桁目が「1、2、3」	全申告	9桁目、10桁目が「11、22、33、44、55」
	西部出張所	海上	9桁目、10桁目が「11、22」	全申告	
	中部空港税関支署	航空	9桁目、10桁目が「11、22」	全申告	10桁目が「1、2」
大阪税関	本関	海上	9桁目、10桁目が「00、11、22、33、44、55、66」及び「10、20、30、40、50、60」		9桁目、10桁目が「00、11、22、33、44」
	南港出張所	海上	9桁目、10桁目が「00、11」	全申告	9桁目、10桁目が「00、11、22」
	堺税関支署	海上	9桁目、10桁目が「00」		
	関西空港税関支署	海上	9桁目、10桁目が「00、11、22、33」		
航空		7桁目、8桁目、9桁目、10桁目が「0000、1111、2222、3333、4444、5555」	全申告	8桁目、9桁目、10桁目が「000、111」	
神戸税関	本関	海上	8桁目が「0」、「1」、「2」、「3」	全申告	8桁目が「0」
	六甲アイランド出張所	海上	8桁目が「0」	全申告	
	ポートアイランド出張所	海上	8桁目が「0」		
門司税関	博多税関支署	海上	8桁目、9桁目、10桁目が「111、222、333」	全申告	
	福岡空港税関支署	航空	9桁目、10桁目が「11、21、31、41、51、61、71」		
	北九州空港出張所	航空	10桁目が「0、1」		

(注1) 一般申告(IC・HKA・HTA及びBP並びにマニフェストのものに限る。自由化申告を除く。)

(注2) 特例申告に係る引取申告(HK及びHTのものに限る。自由化申告を除く。)

(注3) 自由化申告(IC・HK・HT・HKA・HTA及びBP並びにマニフェストのものに限る。)

第13回 輸入手続の所要時間調査(海上貨物)

本調査では「海上貨物」に関する所要時間についてうかがいます。

回答に要する時間は約5分です。お手数をおかけしますが、ご協力お願いいたします。

本調査の回答ページはセキュリティで保護されており、また、全て統計的に処理しますので、個々の回答が他に知られることはありません。

なお、回答結果について、申告先税関から確認の連絡をさせていただくこともございます。

本調査は令和6年3月11日～3月17日に輸入申告(本申告)をされた貨物を対象とします。

(注)調査期間外(～3/10)に予備申告を行い、調査期間中(3/11～3/17)に本申告に切り替えた場合・・・調査対象となります。

調査期間中(3/11～3/17)に予備申告を行い、調査期間外(3/18～)に本申告に切り替えた場合・・・調査対象外となります。

回答後に訂正等があった場合には再度ご回答をお願いいたします。この際、最終項目にて【再回答】を選択しご回答をお願いいたします。

問1. 輸入申告番号(11桁)についてお答えください(訂正等により枝番号が付されて許可になった場合は、枝番号で入力願います。)。【必須入力】

例: 12345678990 ※半角入力

問2. 申告先税関官署を下のプルダウンからお答えください。【必須入力】

問3. 問1. の輸入申告番号について、入港から輸入許可までの各所要時間等をお答えください。

※全て半角入力とし、時分は24時間表記(NACCSのIVS(入出港届等照会)、ICG(貨物情報照会)等からご確認いただくようお願いいたします。)

(1)―1 入港月日

3/11

(1)―2 入港時間

09:00

(2)―1 搬入月日

3/11

(2)―2 搬入時間

15:00

(2)―3 入港から搬入までの間における所要時間について、24時間以上の時間を要した場合、その理由を下のプルダウンからお答えください。

第1理由

第2理由

その他(自由入力欄)

(3)―1 申告月日

(3)―2 申告時間

(3)―3 搬入から申告までの間における所要時間について、48時間以上の時間を要した場合、下のプルダウンからお答えください。

第1理由

第2理由

その他(自由入力欄)

(4)―1 通関関係書類等提出月日 ※(4)―1から(4)―3までの質問については、区分2又は3の申告のみ回答してください。

(4)―2 通関関係書類等提出時間

※MSXを複数回行った場合は、最後にMSX業務を行った日時を回答する(MSY業務を行った時間を回答しない事に留意ください。)

(4)―3 申告から通関関係書類等提出までの間における所要時間について、2時間以上の時間を要した場合、その理由を下のプルダウンからお答えください。

第1理由

第2理由

その他(自由入力欄)

回答後に訂正等があり再回答された場合は、下記を選択ください。

確認

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 (財務省関税局)

Copyright © 財務省 (法人番号 8000012050001)

第13回 輸入手続の所要時間調査(航空貨物)

本調査では「航空貨物」に関する所要時間についてうかがいます。

回答に要する時間は約5分です。お手数をおかけしますが、ご協力お願いいたします。

本調査の回答ページはセキュリティで保護されており、また、全て統計的に処理しますので、個々の回答が他に知られることはありません。

なお、回答結果について、申告先税関から確認の連絡をさせていただくこともございます。

本調査は令和6年3月11日～3月17日に輸入申告(本申告)をされた貨物を対象とします。

(注)調査期間外(～3/10)に予備申告を行い、調査期間中(3/11～3/17)に本申告に切り替えた場合・・・調査対象となります。

調査期間中(3/11～3/17)に予備申告を行い、調査期間外(3/18～)に本申告に切り替えた場合・・・調査対象外となります。

回答後に訂正等があった場合には再度ご回答をお願いいたします。この際、最終項目にて【再回答】を選択しご回答をお願いいたします。

問1. 輸入申告番号(11桁)についてお答えください(訂正等により枝番号が付されて許可になった場合は、枝番号で入力願います。)。【必須項目】

例: 12345678990 ※半角入力

問2. 申告先税関官署を下のプルダウンからお答えください。【必須項目】

問3. 問1. の輸入申告番号について、入港から輸入許可までの各所要時間等をお答えください

※全て半角入力とし、時分は24時間表記。(NACCSのIAW(輸入貨物情報照会)等からご確認いただくようお願いいたします。)

(1)―1 入港月日

3/11

(1)―2 入港時間

09:00

(2)―1 搬入月日

3/11

(2)―2 搬入時間

15:00

(2)―3 入港から搬入までの間における所要時間について、次に掲げる時間以上の時間を要した場合は、その理由を下のプルダウンからお答えください。

(申告先官署が東京本関の場合:7時間、申告先官署が東京本関以外の官署の場合:2時間)

第1理由

第2理由

その他(自由入力欄)

(3)―1 申告月日

(3)―2 申告時間

(3)―3 搬入から申告までの間における所要時間について、2時間以上の時間を要した場合、その理由を下のプルダウンからお答えください。

第1理由

第2理由

その他(自由入力欄)

(4)―1 通関関係書類等提出月日 ※(4)―1から(4)―3までの質問については、区分2又は3の申告のみ回答してください。

(4)―2 通関関係書類等提出時間

※MSXを複数回行った場合は、最後にMSX業務を行った日時を回答する(MSY業務を行った時間を回答しない事に留意ください。)

(4)―3 申告から通関関係書類等提出までの間における所要時間について、2時間以上の時間を要した場合、その理由を下のプルダウンからお答えください。

第1理由

第2理由

その他(自由入力欄)

回答後に訂正等があり再回答された場合は、下記を選択ください。

確認

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 (財務省関税局)

Copyright © 財務省 (法人番号 8000012050001)